

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター京町家プロフィール規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京町家プロフィール基本方針に基づき、京町家プロフィールの作成について必要な事項を定めることを目的とする。

(京町家プロフィール)

第2条 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター(以下「当財団」という。)は、外観調査に基づき、次に掲げる項目について京町家プロフィール(以下「プロフィール」という。)として作成する。

- (1) 所在地
- (2) 外観写真
- (3) 京町家カルテ委員会に係る事項
- (4) 外観情報(階数、建物の形式、外観意匠等)
- (5) 調査日
- (6) 地図(付近見取図)
- (7) 学区情報

(対象)

第3条 当財団は、当該建物が次の各号すべての要件に適合する建物である場合、プロフィールを作成する。

- (1) 昭和25年以前に伝統軸組工法で建築されている建物であることが確認できること。
- (2) 建物に著しい改変がないことが確認できること。
- (3) 京町家の特徴的な外観要素を現に有している、あるいは過去に有していたことを確認できること。
- (4) 道に面し、かつ連担し建築されている建物であることが確認できること(過去に連担していたもの及び塀等の連担も含む)。
- (5) 原則として、出入口が面する路地等の有効幅員が概ね1.2m以上ある建物

(申請)

第4条 プロフィールの交付を申請する者(以下、「申請者」という。)は、京町家プロフィール申請書(第1号様式)に別表第1に掲げる申請手数料と次の各号に掲げる書類等を添えて、当財団に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(建物の所在地が確認できる地図等)
- (2) 建物の外観及び内観(各部屋)の写真
- (3) 3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の写し(建物)

- (4) 建物の建築年代を示す書類
- (5) 現況間取り図
- 2 申請者は、原則として、当該建物の所有者のみとする。
- 3 申請者が、代理人による申請手続を行おうとする場合は、代理となる者は委任状（第1号様式裏面）を提出しなければならない。
- 4 申請者又は申請者から委任を受けた者は、申請書を提出する時に、身分証明書を提示しなければならない。

(審査等)

- 第5条 当財団は、前条の申請があった場合、申請書類を確認の上申請を受理し、当財団職員による現地での外観調査を経て、第3条の適合性の審査を行う。
- 2 当財団は、第3条の規定に適合しないと判断した場合は、申請者に京町家プロフィール不適合通知書（第2号様式）を通知し、申請書に添えられた添付書類を返却する。この場合、前条第1項に定める申請手数料は返却しない。

(諮問)

- 第6条 当財団は、第3条の適合性の審査について、京町家カルテ委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。ただし、当財団にて第3条の規定に適合するかどうかについて疑義がないものについては、この限りではない。

(作成及び交付等)

- 第7条 当財団は、カルテ委員会の答申にて第3条の規定に適合すると判断された場合、又は当財団にて第3条の規定に適合すると判断した場合は、当財団職員による現地での外観調査に基づき、プロフィールの作成を行い、申請者に対し京町家プロフィール発行書（第3号様式）と共にプロフィールを交付する。
- 2 当財団は、プロフィールの交付時に別表第2に掲げる手数料を申請者から徴収する。

(個人情報)

- 第8条 本事業を実施するに当たり、プロフィールの作成に従事する者及び京町家カルテ規定第11条に定める委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 然るべき理由の元に本事業上の秘密に属する事項を発表する場合は、当財団の個人情報保護規程に準じる。

第2章 雑則

(その他)

第9条 当財団は第7条により交付したプロフィールを申請者又は当該建物の所有者からの申出があった場合は、当該プロフィールを再交付することができる。

2 前項のプロフィールの再交付に係る手数料は別表第2のとおりとする。

(委任)

第10条 プロフィールの管理及び運用に関し、この規程に定めのない事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

別表第1

種 別	
申請手数料	5,090円

別表第2

種 別	手数料
新規交付	10,180円
再交付	5,090円

京町家プロフィール申請書

※	No.		
※	建物整理番号	-	
※		学区	受領印
※受付日	令和	年	月 日
※発行日	令和	年	月 日

☑申請者について <登記事項証明書（3ヶ月以内）記載の所有者
・複数人いる場合は人数分の申請書を提出すること>

※太枠内は記入しないで下さい。

申請者名 (町家所有者)		印
(申請者が法人の場合) ご担当者名		印
住所	〒	
連絡先	(固定電話)	
	(携帯電話)	
	(Eメール)	

☑対象町家の概要 <登記事項証明書（3ヶ月以内）記載の住所番>

所在地	〒							
建築年次	[江・明・大・昭]	年						
延べ面積	1階	m ² ・坪	2階	m ² ・坪	3階	m ² ・坪	合計	m ² ・坪
建て方別	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建て (戸)							
利用形態1	<input type="checkbox"/> 住宅 [専用・併用 (概要)] <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他							
利用形態2	<input type="checkbox"/> 居住中 <input type="checkbox"/> 空き家 (年)							

☑申請にあたっての確認事項

確認事項1 上記対象町家について、著しい改変（大幅な柱梁等の構造材の切除および昭和25年以降の2階（3階）増築等）がないことを確認し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 著しい改変はありません
確認事項2 京町家プロフィールの申請料は、返金できないことを了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 返金不可を了承しました

☑京町家プロフィールの活用について

作成した京町家プロフィールの内容は、京町家の普及に関わる活動のために、個人を特定されない形で活用することについて説明を受け、了承しました。上記について了承し、右の項目に☑チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 活用を了承しました
--	------------------------------------

※裏面（2ページ目）もあります。

京景まち第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
理事長 青山 吉隆

京町家プロフィール不適合通知書

令和 年 月 日に受け付けました京町家プロフィール
申請について、京町家プロフィール規程第3条に定める対
象建築物には適合しないと判定しましたので通知いたしま
す。

対象建築物に適合しない理由

京町家プロフィール規程 第3条第1項2号に適合しない。

京景まち第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
理事長 青山 吉隆

京町家プロフィール発行書 見

令和 年 月 日に受け付けました京町家プロフィール
申請について、添付資料のとおり発行いたします。

当該京町家の価値を理解頂き、適切な流通、維持及び管
理に役立ててくださいますようお願い申し上げます。
本

添付物

京町家プロフィール

(所在地

区

町

番地)

(建物整理番号

0000000-0000)

1部